

平成 29 年 2 月 3 日

各 位

上場会社名 株式会社フジコー
[銘柄名：F U J I K O H]
(コード番号 2 4 0 5 東証第二部)
本店所在地 東京都台東区駒形二丁目 7 番 5 号
代 表 者 代表取締役社長 小林 直人
問合せ先 管 理 部 長 佐藤 陵枝
U R L <http://www.fujikoh-net.co.jp>

産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の事業停止処分に関するお知らせ

当社は、本日、千葉県より廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 3 第 1 号の規定に基づき、下記の通り事業停止処分を受けましたのでお知らせいたします。

このような事態を招いたことを深く反省し、お取引先様、株主様をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の処分を極めて厳粛に受け止め、今後このような事態を招くことがないように、全社一丸となって法令順守の一層の徹底と再発防止に取り組み、皆様からの早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 事業停止処分の内容

(1) 停止の対象となる事業の範囲

千葉県内の産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の停止

※産業廃棄物処分業のうち、食品リサイクル事業である堆肥化による中間処理は事業停止処分の対象外

※一般廃棄物処分業については、この度の事業停止処分の対象外

(2) 事業停止期間

平成 29 年 2 月 8 日から平成 29 年 4 月 8 日までの 60 日間

(3) 処分の原因となる事実

①許可を受けたとみなされる破砕機を無許可で入れ替え、産業廃棄物の処理を行った。

②焼却施設において、恒常的に許可処理能力を超過し産業廃棄物の処理を行った。

2. 今後の対応

(1) 顧問弁護士及び社内部署による法令順守に関する研修の充実

(2) 各施設、機械のメンテナンス、修理並びに改修時の手続き事項の確認

(3) 顧問弁護士、行政機関等への確認の徹底

(4) 業務監査を通じた再発防止への取り組み

3. 業績に与える影響

今回の事業停止処分が業績に与える影響につきましては、本日開示しております「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

以上